

# 地域公共交通導入の 手引き

概要版



令和3年(2021)3月



本手引きは、市民の皆様や関係者の方々が、地域の公共交通の運行について、具体的な検討を行う際の“ガイドライン”として活用していただくことを目的としています。

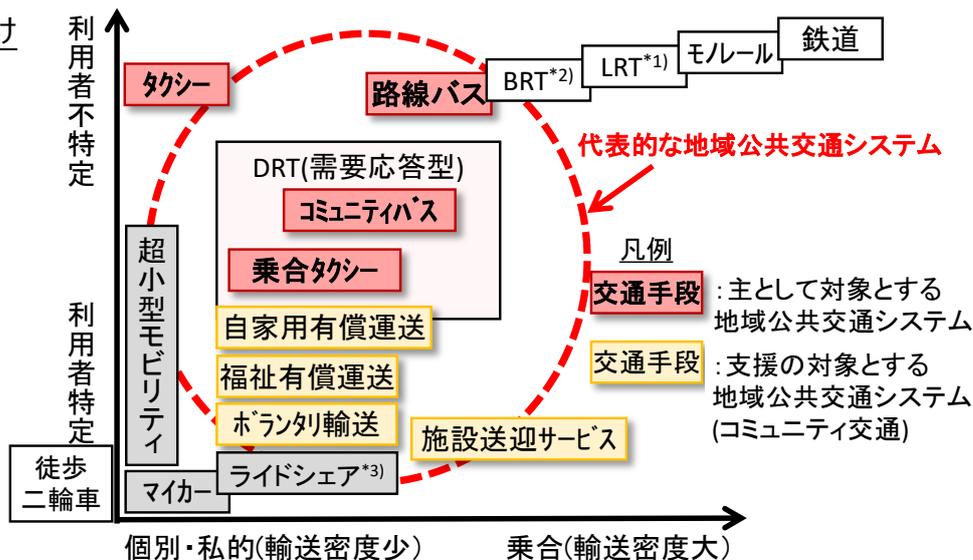
地域が主体

地域住民の皆様が日常生活において「交通手段」の必要性を認め、公共交通の実現に向けて、地域が中心となり取り組みを進めようとする地域を対象とします。  
自治会、NPO 法人等の地域組織が中心となって、住民の皆様が参画し、実際にコミュニティバス等の検討や運営に携わる地域組織を構成して検討していきます。

行政の役割

市民が主体的に取り組む中で、解決できない問題や法律・制度面・分析など、専門的な事柄について、市や行政機関が支援し、交通事業者や関係者と連携しながら、計画・運営・運行・利用促進を進めていきます。

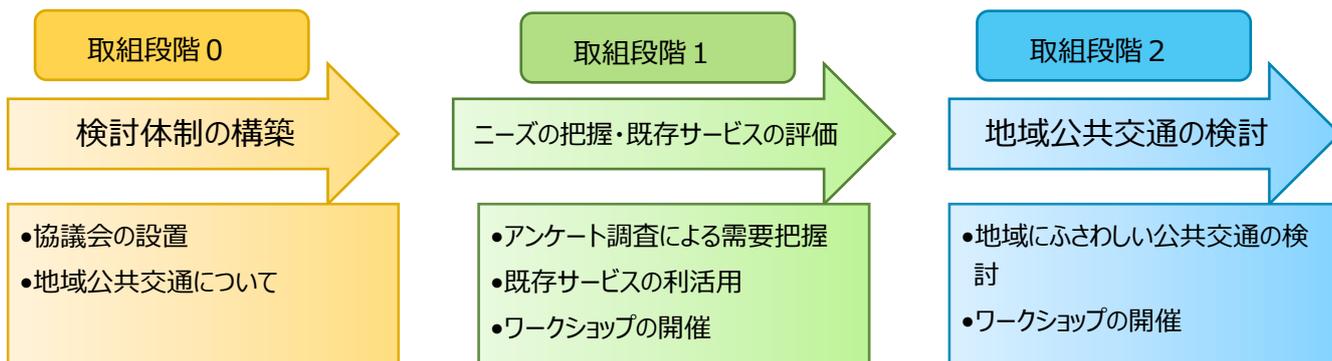
地域公共交通の位置づけ



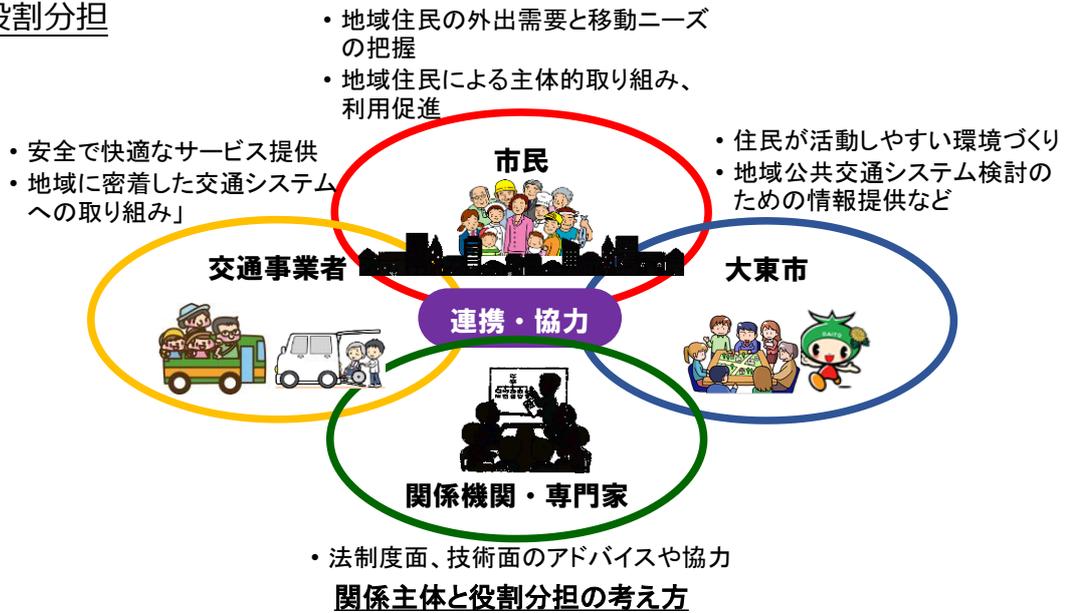
\*1). ライトレールトランジット: 低床式車両等による次世代路面電車システム  
\*2). バスラピッドトランジット: 速達性や輸送能力を高めたバス高速輸送システム  
\*3). ライドシェア: 自動車の相乗り、又は相乗りを引き合わせるサービス  
ただし、許可や届出がない有償旅客輸送を除く

多様な地域公共交通サービスの範囲

導入の流れ



## 関係主体と役割分担



## 導入・検討にあたって

地域公共交通システムの導入、維持にあたっては、地域が中心となって取り組むことが極めて重要です。このため、自治会、NPO 法人等の地域組織が中心となって、住民の皆様が参画し、実際にコミュニティバス等の検討や運営に携わる地域組織を構成して検討していきます。

### 取組段階 0 地域住民による検討体制の構築

- 地域公共交通を検討していくための協議会を設立します。
- 地域公共交通についての勉強会を実施します。

### 取組段階 1 需要・地域特性の把握

- アンケート調査実施により、地域の需要調査、地域住民の意向調査を行います。
- アンケート結果から、既存のサービスの利活用等の検討を行います。

### 取組段階 2 地域公共交通の計画検討

- 既存の公共交通の利活用ができない場合、既存の公共交通や事業者への影響も考慮しながら新たな地域公共交通計画を検討します。
- 策定した運行計画の利用意向を把握し、利用見込みを判断します。

### 取組段階 3 運行継続・計画の見直し・休廃止の検討

- 運行の検証評価を踏まえて、事業の継続・見直し・休廃止を判断します。
- 運行の評価は、利用者数や収支率の数値のみで判断することなく、利用者の増減傾向や地域での利用促進の取り組み、生活面での必要性なども勘案します。



## 地域公共交通手段システムの運行評価暫定指標

評価段階	評価指標	コミュニティバス <sup>*1)</sup>	乗合タクシー <sup>*2)</sup>	
			定時定路線運行	デマンド運行
運行見直し議論開始条件	地域からの強い要望がある	あり	あり	あり
	関連計画への貢献度	高い場合優位	高い場合優位	高い場合優位
	一日当り利用者数	100人/日以上	40人/日以上	3人/日以上
	乗合率	—	—	1.5人/便以上
	収支率	25%以上	10%以上	—
利用者数の増減	利用者数増減傾向	増加	増加	—
利用促進の取組み	利用促進の取組み状況	あり	あり	あり
代替地域公共交通手段活用可能性	代替地域公共交通手段の有無	なし	なし	なし
現在の大東市地域公共交通の運行路線		大東市コミュニティバス(3路線)	大東市南部地域コミュニティバス	大東市東部地域乗合タクシー

\*1). 定員11名以上(乗車客:10名以上)の小・中・大型バスを用いた運行

\*2). 定員10名以下(乗車客:9名以下)の乗用車(ワゴン車含む)を用いた運行

上記の評価指標の数値等につきましては、今後、地域での検討内容を加味しつつ、『※大東市地域公共交通会議』で引き続き状況を見ながら変更することがあります。

また、上記の評価指標の数値等はあくまで目安であるため、例えば現在運行しているコミュニティバス等がこの数値を下回る状況になった場合、すぐに運行の休廃止を行うものではなく、他の評価指数の達成状況などを総合的に判断しつつ、継続して検討を行います。

なお、地域で新たに公共交通を検討する際にも同様に、需要調査から上記指標の達成見込みを総合的に判断し、検討を行います。

※大東市地域公共交通会議とは

⇒地域での協議会とは別に、市民の代表・大学教授・国土交通省・道路管理者・運行事業者などが集まって市全体の交通計画に関する協議を行う会議体

### 【問い合わせ先】

〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大東市 街づくり部 都市政策室 交通政策課

T E L : 072-870-9667 F A X : 072-874-8799